# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号: 13101

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26380004

研究課題名(和文)「弱者家族」の司法アクセスに関する日・英・加比較研究 仲介者による支援の視点から

研究課題名(英文)Comparative studies on access to justice for 'vulnerable families' from a perspective of intermediaries' suppor: Japan, Britain and Canada

#### 研究代表者

田巻 帝子(TAMAKI, Teiko)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号:80251784

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文): どのような属性を持つ者が「司法アクセスからもっとも遠い」という意味で「弱者」といえるかについて、いずれの社会でも 弱者度を構成する複合的な要因(属性)を抱える当事者、 1つの要因が他の要因を招く「負の連鎖」を抱えている当事者が顕著であるという共通点をみることができた。また、司法アクセスが困難な者を専門家につなぐための非専門家の「仲介者」が重要な機能を果たしていることも共通の現象として確認できた。 さらに英国やカナダと異なり、日本においては家族制度など既存の枠組みの外に置かれ、社会的認知が不十分であるため、「性的マイノリティ」当事者はより深刻な司法アクセス阻害の問題を抱えているといえる。

研究成果の概要(英文): Who can be categorized as 'most vulnerable' to access to justice? I have explored the question primarily by seeking what kind of factors may constitute a person as vulnerable. Contrary to apparent factors such as mental and physical capacities, age, economic circumstance which make people as noticeably vulnerable, there are some people with invisible vulnerability such as LGBT people. It is because their vulnerability may not be necessarily measured within current social and legal framework, they remain invisible and their difficulties in access to justice is not shared in Japan due to general lacking of their social and legal recognition. There is not a single factor but multiple, combined and complex factors which may construct a person as being 'vulnerable'. It is also found commonly that various kinds of "intermediaries" who go between such vulnerable people and legal professionals may function efficiently in promoting access to justice.

研究分野: 法社会学

キーワード: vulnerability 社会的弱者 司法アクセス 性的マイノリティ 仲介者 複合的要因

## 1.研究開始当初の背景

紛争当事者がその処理のためにとる行動 の過程において法律を使用するかどうかに 着目した 2005 年の「民事紛争行動調査」で は,法律専門家以外の他者に相談をした人が 最も多く,紛争処理に法律を用いない傾向が みられた。その他の調査結果と併せ,司法ア クセスの問題以前に「どこにいけばよいかわ からない」という一般的なアクセスの問題が あり、例えばアクセスしやすいと思われた自 治体の相談サービス利用をめぐっては,問題 の解決方法等の「交通整理」を行う自治体側 とその場での解決を求める一般市民との間 に「ズレ」を指摘することができた。さらに、 離婚時の紛争処理における支援体制に関す る調査において,支援への初歩段階アクセス ですら難しい当事者の実態(特に DV 被害妻) や関係機関の連携が進まない現状の問題が あり,行政や相談機関よりも自助グループな ど身近な「非専門家」に相談しやすい当事者 ニーズがあるという知見を得た

他方,現代の家族法の制度と実態をさぐる各研究を通して,現行制度は婚姻夫婦と嫡出子からなる「伝統的な家族」を主たる対象として設計がなされているため,「性的マイノリティ」(以下,「LGBT」)当事者にとって,親密な関係のパートナーと家族になることも自分の子を持つ手段も限られるという問題が浮き彫りになった。対して諸外国では,関するあらゆる差別の禁止やLGBT当事者の権利保障や保護の法整備をするなど,我が国とは相当のへだたりがあるといえる。

とりわけ家族及び家族の福祉に関する事項は普遍性があり、社会的包摂を推奨する潮流から LGBT 当事者を含めて社会的に「弱者とされる人々vulnerable people」やその家族に焦点を当てた研究が顕著であり、ニーズに対応する政策がとられる傾向にある。ここでいう「vulnerable」には様々な障がいをもつ少国には様々なで高さいいをもの実施である。とり親家庭、競み書き能力が低ら、多数のカテゴリが含まれる。彼に、「司るなど、多数のカテゴリが含まれる。にになる家族が家事紛争などを抱えた際に、「司法をがなる家族」に比べ不安定であることを指摘しつる。

こうした課題に対して欧米諸国に見られる Public Legal Education (一般市民が自発的に法的な問題解決に対処する方法・手段の情報提供や紛争予防のための人権教育・啓してきた力を接活動,以下,「PLE」)の制度に着けるを実施してきた力で表国の事例について実態調査を行った。 英国の事例について実態調査を行った。 やいまれるが、法律技助の対象外でほとんどがラシの低い者等にとっての)言語の問題を始めるれるところ、(移民やリテラめって、法一般に対する恐れ fear を含めて様題を司法アクセス阻害要因があるという問題を

見出すことができた。

#### 2.研究の目的

本研究は、これまで家族の法や社会制度が 主たる対象としてきた「伝統的な家族」の枠 に当てはまらない、多様な「家族」に目を向 け、中でも「弱者とされる人々」とその家 (以下、「弱者家族」)が、家事紛争全般のの 事者として紛争解決を求める際の司法アク セスの現状と課題について、とりわけ法律 門家以外の非法的な専門家や機関といった 一般市民がよりアクセスしやすいと思われる「仲介者 intermediaries」による司法アクセス 支援の観点から、弱者家族が抱える家事紛 争に関する司法アクセス向上に必要かつ 対策は何かを問うことを目的とする。

## 3.研究の方法

本研究は、主として家事事件・紛争において「もっとも司法アクセスから遠い者=most vulnerable person は誰か?」を抽出する指標として、既に公刊されている文献資料・先行研究等から「弱者度 vulnerability」をはかる項目を分類し、どのような「弱者」がどのような司法アクセス問題を抱えているかの現状と課題を、英国・カナダ・日本の三か国における関係者への面談聞き取り調査等によって比較検討するものである。非法的な「仲介者」の個人や機関の果たす機能や役割に着目し、様々な「仲介者」への面談調査や関連の資料収集を中心に進めることとした。

## 4. 研究成果

## (1)「Vulnerability」概念について

「Vulnerability」については既に多数の研究 者によって様々に定義づけられている。 vulnerability とは何かについて, 傷 wound を意味するラテン語の vulnus から派生した概 念で,人間に本来的に備わっている能力のう ち「劣っている/弱点がある」部分に関するこ と(人間の本質との関係), 個別の損害や 他者による脅威が要因となって特定の個人 や集団に対して利益を損なうような影響が 及ぼされること(社会との関係),という二 つの観点から論じられることが多い<sup>1</sup>。また vulnerability の多義性はその概念を用いる目 的や主体(組織)に因るといえる(例:他者 との関係に照らした「社会的に弱者」や当人 の個性に照らした「身体的に弱者」など)。

# (2)社会的な弱者と「もっとも司法アクセスから遠い者」

司法アクセスにおける弱者度の指標となりうる項目 / 属性は各社会に共通するものと特有なものとが考えられ,社会構造や制度のあり方と密接な関係がある。こうした項目

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Mackenzie, W. Rogers and S. Doddds (eds.) (2014) *Vulnerability*, Oxford University Presss, pp.4-7°

/属性カテゴリの一例として, D.トーマスら の分類が挙げられる。トーマスらは特定の属 性を持つ者が社会的な弱者となりうること が災害 disaster などの非常時において顕著で あることから,災害における弱者という観点 から弱者度を構成する要素として以下の9項 目を提示している $^2$ 。すなわち , 階級 , 人 種と民族性, ジェンダー, 年齢, い, 健康, 言語と読み書き能力(リテラ シー). 家庭と家族, 暴力,である。こ れらはアメリカ社会を前提としているため、 日本社会に直接適用しうるものではないが, 「もっとも司法アクセスから遠い者は誰か」 を検討する上で参考になる分類といえる。

## (3)司法アクセスとジェンダー

社会的な弱者度の指標の一つとしてジェ ンダーが挙げられるが,司法アクセスにおい てどのような「男女差」があるか,社会一般 のジェンダー不均衡と司法アクセスにおけ る「男女差」との関係は何かなど,ジェンダ ー視点からみた司法アクセスの現状につい て検討した3。ただし,司法アクセスについて 男女を区別したデータや性別という属性で 分析・検討がなされた調査研究等は必ずしも 多くなく,限られた資料をもとにしている。

法テラスの情報提供業務のサポートダイ ヤルへの問い合わせ状況をみると4,利用者は 女性 52.8% で男性 45.3% と女性の方が多いこ と, また女性は家族や子どもの問題について 問い合わせているのに対し, 男性は裁判手続 きや賃金・退職金,インターネット取引など について女性よりも多く問い合わせており、 男女の違いが見られた。また,一般社団法人 社会的包摂サポートセンターが厚労省の補 助金を得て実施している24時間無休の電話 相談サービス事業「よりそいホットライン」 の利用状況。に「男女差」が見られた。利用者 の6割が女性と多いこと,年齢について女性 は30代までの若年層が,男性は40代の相談 者がそれぞれ多いこと,職業について無職の 女性が男性に比べて多いことがわかった。ま た男性に比べて女性は相談できる人がいる という回答が多く、その相談相手は家族関係 者が多いこと,女性は家族の問題を,男性は 仕事やお金の問題をそれぞれ抱えている人

2 D.S.K. Thomas, B.D. Phillips, W.E. Loveka mp and A. Fothergill (eds.) (2013) Social Vul -nerability to Disasters: Second Edition, CRC Press Tailor & Francis Group 参照。

が多いことなど男女差があり、ここでも女性 は家族問題を中心とする傾向がみられた<sup>6</sup>。

前述の「民事紛争全国調査」の研究成果で 男女の違いについて「問題経験者で助言等を 求めずに自力解決するのは女性の方が多く、 自力解決をする者は弁護士利用経験がない ことと相関がある。」7,「男性に比べて女性は 個人的な相談をする傾向・専門的な機関と接 触して対応する行動をしない傾向がある。」8 という指摘がなされている。

アクセスの難易度を決定づける要因とし て,情報へのアクセス環境,経済的な事情, 社会との繋がりなどの客観的な要因と個人 の性格などの心理的な要因が考えられる。情 報へのアクセス環境にあるかどうかや情報 収集リテラシーの有無は学歴・職歴・就労の 有無・経済事情によって違いがあると想定さ れるところ, 例えば平均給与の男女差(平成 27 年度:女 276 万円・男 521 万円)や非正規 雇用の多くは女性という就労形態の違いか ら,女性の方が費用面での不安を抱えやすい ことが想定される。このことは自治体等の公 共・無料のサービス利用者に女性が多いこと 9とつながる。また,社会との繋がりに関して もコネクションの有無や多少は就労を含め た社会生活の状況に関連し,個人差のほかに 地理的なものなど,物理的な理由も考えられ る。他方で心理的な要因は, もともとの本人 の性格によるものや,問題の相手方が同じ家 族である場合に他人に対する問題解決行動 とは異なるなど,相手方との関係性によるも の,特に地方において見られることであるが, 相談しているところなどを「近隣に知られた くない」という世間体を気にする心理などが 挙げられる。さらに男性特有とされる心理と して,男性は「弱みを見せない」「助けてと 言えない」という指摘がある10。

<sup>3</sup> 司法アクセス学会第10回学術大会におい て報告した(2016年11月26日,弁護士会館)。 <sup>4</sup> 『法テラス白書 H26 年度版』pp51-52。全年 代において女性が男性を上回っている。

<sup>5</sup> 一般社団法人社会的包摂サポートセンタ - 『よりそいホットライン年次報告書』

<sup>6</sup> 抱える問題の男女差を見る際にこうした民 事の事件・紛争と刑事事件とは区別する必要 があるが,刑事事件について触れない。

<sup>7</sup> 濱野亮 (2008) 'Advice Seeking Behaviour of Civil Disputants in Japan' 『「法化社会における 紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第 二集』p63。

鹿又伸夫(2010)「トラブル出来事と相談・ 法使用行動」(樫村・武士俣編『トラブル経験 と相談行動』東大出版会 pp103-104。

<sup>9</sup> 例えば山口県宇部市の市民相談データ htt p://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/anzen/ho uritsuippansoudan/index.html 参照。

<sup>10 「</sup>弱みを見せない」「助けてと言えない」 男性という分析は孤立死の現象に関しても なされている(石田光規(2011)「第5章な ぜ男性が孤立しやすいのか?」『孤立の社会 学:無縁社会の処方箋』勁草書房 pp128-148 )。

他方で一般的にも統計的にも男性の方に 自殺者が多いとされているが、例えばいのち の電話の男女アクセス数はほぼ同じでも、自 殺傾向の有無については常に女性の方が男 性より多い結果(平成 27 年データで女性 47,388 件・男性 35,043 件)が出ており<sup>12</sup>、一 般認識とは必ずしも一貫しない実態がある。

以上のことから,男女それぞれにとってアクセスしにくい要因がありうるとしても,それは司法アクセスの問題というよりも社会で期待される像の「あるべき性」というジェンダーの問題であり,根強い固定的性別役割分担意識にもとづく社会的な構造によりアクセス阻害要因の男女差が生じている。

(4)可視化されにくい「性的マイノリティ」 当事者の司法アクセス問題とその「仲介者」

また, DV 被害者の相談行動調査結果によると, 女性に比べ男性被害者は「誰にも相談しなかった」が大半を占めている(内閣府『H28 男女共同参画白書』p. I-3-5 図参照)。

11 星敦士 (2005)「世代とジェンダーの視点から見た相談ネットワークの選択」人口問題研究 61-4, pp39-56。

12 日本いのちの電話連盟 HP「全国いのちの電話受信状況」2008~2015 年データで比較, https://www.inochinodenwa.org/data.php 参照。 べきか窓口を探すことも困難であると推察できる。この点について法律専門家は LGBT 当事者の存在も当事者が抱える問題に関しても認識が十分でないことから,司法アクセスをつなぐ「仲介者」の存在が不可欠で重要であると指摘する。すなわち,当事者の抱にしてもの事情・実状にある程度詳しい「仲介者」(例えば自助グループや NPO 法人等の支援団体)が必要であり,またそうした事情や実状に(全般的に)まだ疎いとされる法甲門家に対しても「仲介者」から説明を受けたリアクセスポイントを提供されたりすることが必要であるという。

さらに現行法制度はLGBT当事者を当然に は想定していないため,こうした人々への制 度的な保障が十分でないことから,表面的に 「問題なさそう」でも困難を抱えている場合 がありうる。上記でみたように弱者度の指標 (社会的弱者とされる人の要因)は経済事情, 就労の有無, 障がいの有無など様々であるが, 就労や家族生活上の悩み・トラブル等を抱え たLGBT当事者に対応する相談サービス供給 者によると,近年の傾向として特に複合的な 要因を持つ当事者や一つの要因が次の要因 を生んで困難な状況に陥る当事者が顕著な 傾向があるという13。 例えば発達障害のある LGBT 当事者が LGBT であることを理由に周 囲や家族とトラブルが生じていると理解し ているが,むしろ発達障害による社会性やコ ミュニケーション障害が原因である可能性 があり,相談を受けても本人にはなかなか問 題の本質が伝えにくく、また家族間の問題の 場合は外部からの支援がなされにくいこと からさらに対応が困難な場合があるという 指摘がなされた。

弱者度の項目(指標)が複数に亘ることについて,具体例として「貧困+障がい+外国人」など複合的な要因をもつ当事者や「(専業主婦・非正規雇用の)女性→(離婚などで)ひとり親→(低所得で子育て)貧困」といった因果パターンに陥る当事者など,複合的かつ連鎖的な弱者度要因によって「もっともアクセスしにくい当事者」となりうることがわかった。中でも問題を抱える主体としてもその問題の性質にしても可視化されにくいLGBT 当事者の場合は「仲介者」の存在が重要である。

可視化されにくいLGBT 当事者の司法アクセスに関し,上記の「よりそいホットライン」は性的マイノリティに特化した相談窓口を

<sup>13</sup>新潟でLGBTの社会的認知と社会的理解を 促進するために活動する団体 Love 1 peace は当事者やその家族からの相談への対応,交 流会・勉強会等の各種イベントの開催などを 行っている。

電話相談という形で設けていることで間接 的な「仲介者」として重要な役割を果たして いるといえる。社会的な理解が不十分であり、 当事者自身も自らの悩みや問題を表明し,他 者とつながるきっかけとなる「当事者性」を 持ちにくいと指摘される現状から,24時間の 電話相談という手段はLGBT当事者にとって はむしろ有用なアクセス方法であると思わ れる。直近の事業報告書においても「LGBT」 当事者が抱える諸問題は「複合的な場合が多 く,また問題が複雑に絡んでいることが明ら か」と指摘されている14。

(5)英国における司法アクセスと「仲介者」 事例: Citizen's Advice Bureau, University **Bristol Law Clinic** 

英国における司法アクセスの問題として 近年指摘されてきたのは Legal Aid. Sentencing and Punishment 2012 年法によって 特に家事事件における法律扶助が大幅に削 減され,当事者の自主的解決・本人訴訟やメ ディエーション利用の促進が要請されるこ とになり、それによって弱者度が高い当事者 vulnerable people に(司法アクセスと逆行す る) 重大な影響を及ぼしているということで ある。Citizen's Advice Bureau (以下,「CAB」) は地域住民に対して無料で相談サービスを 提供する全国的な市民相談サービス組織で ある(その起源は1939年に遡ることができ る)。現在はイングランドとウェールズにお いて 2,700 の地域拠点で相談サービスが展開 されており,一般市民にとって身近な司法ア クセス「仲介者」として機能している。CAB の実態について法社会学的な先行研究を行 っている Bristol 大学法学部の M. マクダーモ ント教授及び同大学リーガルクリニックの J. ピーク所長への聞き取り調査を行った。CAB は非専門家による相談サービスであること から,相談内容の理解や助言の仕方において 法的な知識やアプローチが必要な場面にお いて, 法的素養をもったスタッフの導入や外 部と連携で対応しているとのことであった。 この法的素養をもったスタッフとしてリー ガルクリニックの学生が関与しており, また リーガルクリニックにおいて CAB から転送 された事件(社会福祉の受給や借金,就労に 関してなど)に対応するといった相互連携が 行われている。このように幅広い「仲介者」 が司法アクセスの支援を行っており,また連 携ネットワークが構築され広範なチームワ - クが機能している実態を知ることができ た。

(6)カナダにおける司法アクセスと「仲介 者」事例: Community Legal Education Ontario (CLEO), Ontario Justice Network (OJEN)

カナダにおける民事及び家事事件の司法

アクセスに関する現状と課題を示した最終 報告書(カナダの民事司法に関するフォーラ ム,2013年10月)15によると,1200万人 ものカナダ人が3年間で少なくとも1つの法 的問題を経験し,その解決手段をもちうる者 はごく少数であること, 貧困層や弱者とさ れる層 vulnerable groups は特に法的な問題に 直面しがちであり,高所得者層やより生活の 安定したグループの人たちに比べて法的問 題を経験する割合が高いこと、 人々の経験 する問題は複合的なものであり,1つの法的 問題が関連する他の法的・社会的・健康面の 問題につながりうること、 法的問題は社会 的・経済的な費用がかかり,反対に未解決の 法的問題を抱えることは人々の日常生活や 国庫に影響を及ぼすこと,が指摘されている。 上記の vulnerable groups に該当する者の具体 例として, 先住民, マイノリティ集団の帰属 者,障がい者,社会扶助受給者とそれぞれ自 己申告する者などが挙げられ,一般と比して 法的問題を複数倍しうることが先行研究に おいて報告されている16

カナダ全体また各州において司法アクセ ス向上の取り組みがなされているところ, PLE 活動を通して司法アクセスの「仲介者」 として機能しうる Community Legal Education Ontario (CLEO)及び Ontario Justice Network (OJEN)の 2 機関で聞き取り調査を行った。 vulnerable group の構成要素として第一に収入 が指標となり、経済的困窮者が PLE 活動の主 たるターゲットである。その上で,貧困・社 会的孤立・(居住する)地域のハンデ・年齢・ 宗教・民族といった要因が連鎖して弱者度が 高い者がさらに周縁化される可能性があり ここでも複合的な要因が弱者度を高めて司 法アクセスをより阻害することを確認した。 また LGBT 当事者に関連する要因として HIV の問題についての言及があった。こうした弱 者度が高い問題を抱える当事者が主体的に 行動せずに周縁化しがちであることに対し, 信頼された「仲介者」(ソーシャルワーカー NPO 法人職員など非法的な専門家等)がアウ トリーチで支援するということであった。ま た, OJEN は特に 10 代を中心に 30 代以下の 若者を対象として PLE 活動や法教育を展開 していることから、そもそも若年者層は弱者 度が高く,中でも弱者度の高い者として移民

<sup>14</sup> 社会的包摂サポートセンター (2017) 『「よりそいホットライン」 平成 28 年度報 告書』p.22.

Action Committee on Access to Justice in Civil and Family Matters (2013), Access to Civil & Family Justice: A Roadmap for C hange, http://www.cfcj-fcjc.org/sites/default/fi les/docs/2013/AC Report English Final.pdf. <sup>16</sup> Ab Currie (2007), The Legal Problems of Everyday Life: The Nature, Extent and Conse quences of Justiciable Problems Experienced by Canadians, Department of Justice Canada (http://canada.justice.gc.ca/eng/rp-pr/csj-sjc/jsp-s jp/rr07\_la1-rr07\_aj1/rr07\_la1.pdf#search=%27T he+Legal+Problems+of+Everyday+Life%27).

や難民,先住民の若者を対象として,彼らに必要な特定のプログラムを学校や教育委員会等機関,教師やその他の若者を支援する活動に従事する者等の個人と連携して提供していると聞くことができた。若者に対する活動においても,既に適切な関係を築いている = 信頼関係がある「仲介者」が重要な役割を果たしているという。

#### (7) まとめ

以上のことから、どのような属性を持つ者が「司法アクセスからもっとも遠い弱者」といても、のでいるかに関して、いずれの社会にいても、弱者度を構成する複合的な要因(性)を抱える当事者、 1つの要因が他の要因を招く「負の連鎖」を抱えている当事がの事業であるという共通点がみられた。他方で英国やカナダと異なり、日本ではLGBTで事者やその弱者度に対して社会的認知が不分であるため、司法アクセスの問題を抱えていることの理解も不十分であるといえる。

また,ジェンダーの観点から司法アクセスの問題を検討した結果,司法サービスにおけるジェンダー問題は従来からのジェンダー不均衡社会の構造的な要因に基づいており,男女双方にも社会にとっても「あるべき性」の縛りが司法アクセス向上の妨げとなっている。加えて,既存のジェンダー秩序の枠組みの外に置かれるLGBT当事者は「もっとも司法アクセスから遠い者」といえる。

司法アクセスが困難な者を専門家につなぐための非専門家の「仲介者」が重要な機能を果たしていることについても共通の現象として確認できた。今後さらに各種の「仲介者」が果たす支援役割が期待されるが,諸外国や他の問題と比べて取り組みが遅れているとされるギャンブル依存症の問題に向き合うため,社会的対表サポートセンターが相談員のための対応マニュアルを作成するなど(2017年3月)、これまで「弱者」と認識されていなかった存在にも目を向けることが求められている。

社会的包摂の理念のもとに誰にとっても「平等な」司法アクセスの向上を目指すためには,現代社会は多様で複合的な属性を持つ個人によって構成されているというダイバーシティの観点に立ち,可視化されにくい様々な弱者の存在と弱者度の複合性や連鎖といった実態の把握と認識の共有が重要であると思われる。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者,研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### [雑誌論文](計 5件)

<u>田巻 帝子</u>,同性カップルと家族形成—イギリス,比較法研究,査読無,79号,2018,186~192

田巻 帝子,家族研究をとおして《法》を

見る,法社会学,査読無,83号,2017,32-42

<u>田巻 帝子</u>, 医療同意年齢, 親子関係年齢 一英国法を中心に一, 比較法研究, 査読無, 78号, 2017, 165-172

田巻 帝子, イギリス - パートナーシップ制度と婚姻制度の並立, 法律時報, 査読無, 88巻5号, 2016, 53-56

<u>田巻</u>帝子, Live and Die in Solitude Away from the Family: Issues Relating to Unattended Death Kodokushi in Japan,法政理論,查読無,46巻4号,2014,203-218

## [学会発表](計 5件)

<u>田巻</u>帝子, The Realities of How People Knot Family Ties and the Knotty Family Law in Japan, 国際家族法学会第 16 回世界大会, 2017年7月27日,オランダ・アムステルダ ム自由大学

<u>田巻 帝子</u>,女性と司法アクセス,司法アクセス学会第 10 回学術大会,2016 年 11 月 26 日,弁護士会館

田巻 帝子, 医療同意年齢, 親子関係年齢 一英国法を中心に一, 比較法学会第79回学 術大会ミニ・シンポジウム「子どもの法定年 齢に関する比較研究」, 2016年6月4日, 関 西学院大学,

田巻 帝子,家族研究をとおして《法》を みる,日本法社会学会 2016 年度学術大会全 体シンポジウム,2016 年 5 月 29 日,立命館 大学

田巻 帝子, Access to Justice for the 'Most Vulnerable' Person Facing Family Problems, 第4回東アジア法社会学会議国際大会,2015年8月5日,早稲田大学

## [図書](計 5件)

田巻 帝子, 法律文化社, 性同一性障がい一性別違和をもつ当事者に法は応答できているか?(セクシュアリティと法一身体・社会・言説との交錯), 2017, 177

田巻 帝子,成文堂,「子ども」の権利と能力-私法上の年齢設定(子どもの法定年齢の比較研究),2017,396

<u>田巻</u> 帝子,緑風出版,イギリスのパートナーシップ登録制度について教えてください。(パートナーシップ・生活と制度 増補改訂版),2016,249

田巻 帝子, 比較法研究センター, 2014, イギリス(イングランド及びウェールズ)における離婚後の親権制度(各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書), 280

<u>田巻 帝子</u>, 日本評論社, イギリス(親権 法の比較研究), 2014, 444

#### 6.研究組織

## (1)研究代表者

田巻 帝子 ( TAMAKI, Teiko )

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授 研究者番号:80251784